

性教育の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和3年12月24日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笹 井 喜世子

百 谷 孝 浩

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

性教育の充実を求める意見書

日本においては、性行動が低年齢化する一方で、インターネットや SNS などコミュニケーションツールも進化しており、若者は、性についてのリスク（性的虐待や性的搾取、意図しない妊娠や性感染症）にさらされやすい状況になっており看過できない。

また、コロナ禍において、家庭での DV や性被害の増加など、今まで潜在的にあった問題が表面化してきているという事実もある。

国際的な性教育の指針となっている国連の国際セクシュアリティ教育ガイダンス（International technical guidance on sexuality education）の中には「若者が責任ある選択をするための科学的で正しい知識やスキルを年齢に応じ、その文化に合ったかたちで身につけることで、性行動が慎重化し、リスクを減らすことができる」とあり、世界中の性教育を研究した結果として、適切な年齢での性教育の重要性を述べている。そのほかにも、国連教育科学文化機関（UNESCO）は国際的な指針を示し、ジェンダー平等や性の多様性など人権の観点から、幼児から青少年までの発達段階に応じて性教育を実施することを求めている。2030 年までを目標年とする 15 年間の持続可能な開発目標（SDGs）には、若い人たちへの性教育の重要性が教育・保健の両面から盛り込まれている。

よって国におかれては、性教育の充実のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 学校教育における「性教育」については、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が中心となって作成された「国際セクシュアリティ教育ガイダンス（International technical guidance on sexuality education）」を活かすこと。
2. 「性教育」については、科学的な知識を子どもの発達段階に即して指導できるよう学習指導要領を見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 24 日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣 各宛